

令和8年（フ）第1193号

横浜市栄区本郷台3丁目39番10号 パークサイド川井101
破産者 金子 義春

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1222号

神奈川県藤沢市鵜沼石上3丁目3番3—402号
破産者 和田 淳二

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第272号

静岡県駿河区稲川1丁目7番19—404号
破産者 土谷 功

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第69号

愛知県豊橋市南小池町201番地1 アルシアスギ101
破産者 古賀佑紀典

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（フ）第203号

滋賀県近江八幡市野村町2288番地34
破産者 加登脇エミ子

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和8年（フ）第98号

滋賀県彦根市竹ヶ鼻町319番地3（101号）
破産者 田部 博司

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和8年（フ）第101号

滋賀県近江八幡市加茂町3583番地1（101号）
破産者 廣澤 亮守

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和8年（フ）第75号

鳥取県米子市新開6丁目15番24号 201号
破産者 岩尾 政美

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第641号

広島県安芸郡府中町本町1丁目5番25号102
破産者 児玉祐一郎

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第270号

徳島県徳島市国府町井戸字高輪地52番地の2
破産者 丸山 美栄

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第175号

徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉7番地2 グリーンルーフB 101号
破産者 川口 潤也

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第24号

大分県中津市880番地6
破産者 河野佐登美

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年（フ）第103号

宮崎県田野町甲6357番地7 住宅型有料老人ホーム松山荘、住民票上の住所宮崎市古城町山ノ城5632番地
破産者 湯淺たか子

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和7年（フ）第681号

千葉県柏市千代田3丁目7番1—101号、前住所千葉県柏市南柏2丁目6番2—311号
破産者 宇野 達夫

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第291号

千葉県野田市中野台300 なごみ中野台、住民票上の住所千葉県野田市中野台188番地の2
破産者 井花 俊夫

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第1487号

埼玉県戸田市大字下笹目161番地の3 宮崎コーポ101号
破産者 瑞明發展株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第155号

神奈川県横須賀市浦賀6丁目15番4号
破産者 有限会社飯泉研磨

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第464号

岐阜市早田東町十丁目47番地の1
破産者 株式会社ラヴファミリー

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岐阜地方裁判所

令和8年（フ）第1号

宮城県遼田郡涌谷町涌谷字中江南20番地10 町営中江南住宅2号、従前の住所宮城県遼田郡涌谷町字北田88番地6
破産者 千代窪 実

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所古川支部破産係